

令和2年12月8日

VHF帯（95～108MHz）の利用に係る調査の実施

総務省では、VHF帯（95～108MHz）の利用の検討に資するため、令和2年12月9日（水）から令和3年1月18日（月）までの間、移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査及びVHF帯の利活用方策に関する提案募集を実施します。

1 背景・目的

総務省では、VHF帯（95MHz以上108MHz以下の周波数に限る。以下同じ。）に関し、令和2年3月末に当該周波数帯を利用した移動受信用地上基幹放送の一般向けサービスが終了したことを受け、「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」（以下「分科会」という。）において、関係者の意見等を十分に踏まえ、具体的な有効利用の方策について検討を行うこととしております。

これを踏まえ、総務省では、当該検討に資することを目的として、今般、移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査を実施するとともに、併せてVHF帯の利活用方策に関する提案募集を実施します。

なお、本調査等への回答はあくまで任意であり、本調査等への対応によって実際の申請等の可否・内容が拘束されるものではありません。また、本調査等に応じていただいたことをもって、参入及び提案システム等の導入が認められるものではありません。

2 実施期間

令和2年12月9日（水）から令和3年1月18日（月）17時まで（必着）

3 対象者

- 移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査
VHF帯において移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局を開設し、又は当該業務を行おうとする方
- VHF帯の利活用方策に関する提案募集
VHF帯の利用を計画又は想定している方など広く募集

4 調査等の内容等

- 移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査
別紙1のとおり
- VHF帯の利活用方策に関する提案募集
別紙2のとおり

5 提出方法

別紙3のとおり

6 今後の予定

総務省は、本調査等の結果を取りまとめの上、公表するとともに、分科会において、移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査とVHF帯の利活用方策に関する提案募集の結果を踏まえ、VHF帯の具体的な有効利用の方策について検討させていただく予定です。また、分科会の場において、ヒアリングをお願いする場合があります。

7 資料の入手方法

別紙1及び別紙2の資料については、総務省情報流通行政局放送技術課（総務省11階）において閲覧に供するとともに配布します。

<関係資料>

○放送用周波数の活用方策に関する検討分科会

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/index.html

(連絡先)

<移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査について>
情報流通行政局 地上放送課

担 当：岩坪補佐、小林係長、原官

電 話：03-5253-5793（直通）

<VHF帯の利活用方策に関する提案募集について>
情報流通行政局 放送技術課

担 当：菅補佐、小柳係長、羽鳥官

電 話：03-5253-5786（直通）

移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査

本調査における留意事項

○本調査に当たっては、既存の技術基準、開設指針等を踏まえて回答してください。なお、本調査に回答された場合は、「VHF帯の利活用方策に関する提案募集」に回答いただく必要はありません。

※既存の技術基準、開設指針等の主要なものは次のとおりです。

- ・無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第2号第55等
- ・標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第4章第1節
- ・基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第1の1(1)ウ、第1の2(3)等
- ・九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成25年総務省告示第455号）

○本調査への回答はあくまで任意であり、本調査への対応によって実際の申請の可否・内容が拘束されるものではありません。また、本調査に応じていただいたことをもって、参入が認められるものではありません。

○調査結果については、総務省において取りまとめ、その全部又は一部について公表を行う可能性があります。調査内容の全部又は一部について非開示を希望される場合には、その旨及び非開示項目を明確にご記載ください。

※（記載例）「2(1)の項目のうち、××と回答した部分について非開示とします。」

○回答様式は適宜で構いませんが、各項目について記載してください。

○回答は可能な限り具体的に行ってください。また、必要に応じて説明図、参考資料等を添付してください。

○回答いただいた方について、必要に応じて任意にヒアリングをお願いする場合があります。なお、ヒアリングにあたって発生する交通費等は支給されません。

調査項目

1 基幹放送局提供事業者として、基幹放送局を開設してその設備を提供する事業（いわゆるハード事業）への参入を希望する場合は、その計画又は想定について、以下の項目ごとに記載してください。

(1) 参入主体

① 参入主体の氏名又は名称

※今後設立予定の場合は、仮称等で構いませんが、その旨を明記してください。
(記載例)「a a 株式会社 (今後設立予定)」

② 参入主体の主な出資者の氏名又は名称及びその議決権比率

※今後設立予定の場合は、仮称等で構いませんが、その旨を明記してください。
(記載例)「b b 株式会社 55%、c c 株式会社 45% (令和2年10月末時点)」

(2) 基幹放送局の配置及び開設時期

※配置に関しては、設置場所及びその確保方法を記載してください。
※開設時期に関しては、開設計画の認定から開設までの期間及び当該期間中の主要工程及びその時期について記載してください。
※基幹放送局の開設からサービスを開始するまでに期間を要する場合は、その期間についても併せて記載してください。

(3) 想定される認定基幹放送事業者

※開設を予定する基幹放送局の設備を利用して、基幹放送の業務を行おうとする者の氏名及び名称並びに当該者が利用する周波数幅又はセグメント数を記載してください。
※基幹放送の業務を行おうとする者との間で必要となる技術的な条件があれば、併せて記載してください。

(4) 受信設備及びその普及方策

※受信設備に関しては、受信機の具体的なイメージや、製造を予定している製造事業者名を記載してください。
※採用する技術方式に関し、受信設備の開発、製造、販売等を行うに当たり、当該技術方式を利用するために必要となる費用・条件等がある場合は併せて記載してください。

(5) 資金調達計画及び事業収支

※資金調達計画に関しては、設備投資額及びその調達方法を記載してください。
※事業収支に関しては、本事業において単年度黒字の達成及び累積赤字の解消を達成するか記載してください。
※認定基幹放送事業者に対する料金についても併せて記載してください。

(6) その他事項

※その他に検討等している事項や御意見があれば記載してください。

2 認定基幹放送事業者として、基幹放送の業務（いわゆるソフト事業）への参入を希望する場合は、その計画又は想定について、以下の項目ごとに記載してください。（想定される基幹放送局提供事業者との調整を行った上で記載してください。）

(1) 参入主体

① 参入主体の氏名又は名称

※今後設立予定の場合は、仮称等で構いませんが、その旨を明記してください。
（記載例）「a a 株式会社（今後設立予定）」

② 参入主体の主な出資者の氏名又は名称及びその議決権比率

※今後設立予定の場合は、仮称等で構いませんが、その旨を明記してください。
（記載例）「b b 株式会社 55%、c c 株式会社 45%（令和2年10月末時点）」

(2) 利用する周波数幅又はセグメント数

※時間によって柔軟に変えて利用したい場合は、その具体について記載してください。
※放送コンテンツの伝送容量等を踏まえ、必要とする理由を併せて記載してください。

(3) サービスの概要及び開始時期

※概要については、基本理念、ビジネスモデル、番組内容、蓄積型放送の有無、収益構造や有料／無料の別、受信端末のイメージ等も含め記載してください。
※開始時期については、基幹放送事業者としての認定からサービス開始までの期間及び当該期間中の主要工程及びその時期について記載してください。

(4) 受信設備及びその普及方策

※受信設備に関しては、受信機の具体的なイメージや、製造を予定している製造事業者名を記載してください。

(5) 想定される基幹放送局提供事業者

※基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を開設してその設備を提供しようとする者の氏名及び名称を記載してください。

(6) 資金調達計画及び事業収支

※資金調達計画に関しては、設備投資額及びその調達方法を記載してください。
※事業収支に関しては、本事業において単年度黒字の達成及び累積赤字の解消を達成するか記載してください。

(7) その他事項

※その他に検討等している事項や御意見があれば記載してください。

VHF帯の利活用方策に関する提案募集

本提案募集における留意事項

- 本提案募集の対象は、95MHz以上108MHz以下の周波数（以下「VHF帯」という。）を使用するものとします。ただし、既存の技術基準、周波数割当計画等に適合するものとする必要はありません。
- 本提案募集への回答はあくまで任意であり、本提案募集に応じたことをもって、提案システム等の導入が認められるものではありません。
- 募集結果については、総務省において取りまとめ、その全部又は一部について公表を行う可能性があります。提案内容の全部又は一部について非開示を希望される場合には、その旨及び非開示項目を明確に記載してください。
※（記載例）「2(1)の項目のうち、××と記載した部分について非開示とします。」
- 回答様式は適宜で構いませんが、各項目について漏れなく記載してください。
- 具体的なシステム等の利用を計画又は想定されている場合は、必要に応じて説明図、参考資料等を添付してください。
- 必要に応じて任意にヒアリングをお願いする場合があります。なお、ヒアリングにあたって発生する交通費等は支給されません。
- 複数の利活用方策について提案される場合は、利活用方策ごとに別葉にしてください。

提案募集項目

- 1 提案する利活用方策の名称及び概要を記載してください。
※利活用方策の概要が1,000字を超える場合は1,000字以内の概略を付してください。
- 2 提案する利活用方策で想定するサービス内容及び需要見込みについて記載してください。
- 3 提案する利活用方策に関する、VHF帯である理由、制度的・技術的課題、その他実用化に向けた課題について記載してください。
- 4 その他に御意見がありましたら記載してください。

「移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査」及び 「VHF帯の利活用方策に関する提案募集」の提出方法

1 提出様式

「移動受信用地上基幹放送に係る参入希望調査」及び「VHF帯の利活用方策に関する提案募集」（以下「調査等」という。）に対する希望及び提案については、次のとおり作成してください。

- ✓別紙1及び別紙2の留意事項に留意ください。
- ✓氏名（法人又は団体にあつては、法人の名称、代表者氏名、担当部署及び担当者名）及び連絡先（住所、電話番号及びメールアドレス）を冒頭に記載してください。
- ✓日本工業規格A列4番を基準とし、ページ番号を付してください。
- ✓日本語で記載してください。

2 提出期限

令和3年1月18日(月)17時（必着）

郵送による提出の場合も期限内必着とします。

3 提出先

提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：vhf-band_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 放送技術課 宛て

※電子メールを送信後、03-5253-5786（放送技術課）に電話で連絡願います。

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

※メールに回答内容を直接書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、PDFファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。
なお、他のファイル形式とする場合には、あらかじめ担当（報道発表資料の連絡先参照）にお問い合わせください。

※電子メールの受取可能最大容量は10MBとなっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館 11階

総務省 情報流通行政局 放送技術課 宛て

※発送後、03-5253-5786（放送技術課）に電話で連絡願います。

※別途、電子データによる提出をお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ・記録メディアの種類は、CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW又はUSBメモリとしてください。
- ・ファイル形式はテキストファイル、PDFファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、担当（報道発表資料の連絡先参照）にお問い合わせください。）としてください。
- ・記録メディアには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
- ・送付いただいた記録メディアについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

※別途、電子データによる提出をお願いする場合があります。